

意見募集の結果及び提言型政策仕分けの提言を踏まえ、報告書案を以下のとおり修正

Ⅱ 我が国における周波数オークション制度の在り方

1 制度の導入目的

近年、スマートフォンの普及等によってリッチコンテンツがネットワーク上を流通するようになり、携帯電話市場におけるデータトラフィックはここ1年で約2.2倍に増加している。この例に見られるように電波の需要は従来に比べさらに高まっており、希少性を増した電波の有効利用が強く求められるようになっている。

2 対象範囲

（以下の文章を追加）

また、今後の通信・放送融合の進展等を踏まえ、放送など移動通信システム以外の周波数を排他的に利用するシステムについても、将来的にオークションの対象とすることの可能性を検討することが望ましい。

3 無線局免許制度との関係

（3）有効期間経過後の取扱い

（以下の文章を追加）

おって、700/900MHz帯を含む割り当て済みの移動通信システムの周波数帯についても、周波数再編などにより新たな周波数の割り当てが可能となる場合にオークション適用可能性を検討することが望ましい。

8 制度設計・運用の在り方

（5）払込金の納付方法

払込金の納付方法については、分割払いを認めれば、将来の収入を楽観的に見込んで安易な入札が行われるおそれがあることから、一括払いを原則とすることが適当である。

Ⅲ オークション制度導入に向けた今後の進め方

2012年に国際標準化、2015年に実用化が想定される第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）に用いる周波数（3.4GHz～3.6GHz）の免許人選定においてから周波数オークションを実施することを念頭に、関係者に導入する周波数オークション制度及びその運用について、十分な予見可能性を与えるため、速やかに必要な法律案を国会に提出するとともに、オークション実施のための体制整備等を図っていくべきである。

なお、制度整備後は、第4世代移動通信システム用以外の周波数を含め、オークションに適した周波数について速やかにオークションを実施することが適当である。